

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	日本農林規格等に関する法律		
規制の名称	農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う登録試験業者制度の創設		
規制の区分	新設		
担当部局	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室		
評価実施時期	令和5年1月～令和5年3月		
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時点では、我が国産品の品質・技術の優位性を客観的に比較できる環境を整備し、その強みを海外市場を含めた取引において効果的に訴求できる制度を創設することが求められていた。こうした背景のもと、日本農林規格の制定対象が農林水産物・食品に関する試験等の方法にも拡大されるとともに、農林水産大臣が日本農林規格による試験等を実施するのに十分な力量・体制を有する試験業者を登録試験業者として登録する制度（登録試験業者制度）を設け、登録試験業者が日本農林規格による試験等を行った場合に限り、登録標章（試験方法JASマーク）を付した試験証明書を交付することができることとした。</p> <p>我が国の農林水産物・食品の輸出拡大については、より一層の取組が求められる中、我が国産品の優位性を客観的に示す手段として、登録試験業者制度の重要性は変わっていない。また、事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>当該措置を講じなかった場合のベースラインについては、事前評価時点では、日本農林規格による試験等を実施することができる者を農林水産大臣が認める制度を設けないこと、併せて、日本農林規格による試験等について、民間での活用を促す措置を行わないことと設定していた。現在もこのベースラインに変化は生じていない。</p>		
直接的な費用の把握	要素		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">遵守費用</td> <td> <p>試験業者がJAS法に基づく登録試験業者の登録を受けるために必要な費用については、登録手数料 85,700 円及び登録免許税 90,000 円の納付が必要とされるとともに、登録申請書類の作成及び提出には約 14 万円（作業時間を合計約 23 時間、担当者を 2 名と想定。）が見込まれる。登録試験業者として登録された実績はこれまで 1 者であることから、順守費用は 5 年間で約 32 万円となる。</p> <p>なお、通常、試験業務を行う事業者が JAS 法に基づく登録試験業者になるにあたり、追加の設備投資は想定されない。</p> </td> </tr> </table>	遵守費用	<p>試験業者がJAS法に基づく登録試験業者の登録を受けるために必要な費用については、登録手数料 85,700 円及び登録免許税 90,000 円の納付が必要とされるとともに、登録申請書類の作成及び提出には約 14 万円（作業時間を合計約 23 時間、担当者を 2 名と想定。）が見込まれる。登録試験業者として登録された実績はこれまで 1 者であることから、順守費用は 5 年間で約 32 万円となる。</p> <p>なお、通常、試験業務を行う事業者が JAS 法に基づく登録試験業者になるにあたり、追加の設備投資は想定されない。</p>	
遵守費用	<p>試験業者がJAS法に基づく登録試験業者の登録を受けるために必要な費用については、登録手数料 85,700 円及び登録免許税 90,000 円の納付が必要とされるとともに、登録申請書類の作成及び提出には約 14 万円（作業時間を合計約 23 時間、担当者を 2 名と想定。）が見込まれる。登録試験業者として登録された実績はこれまで 1 者であることから、順守費用は 5 年間で約 32 万円となる。</p> <p>なお、通常、試験業務を行う事業者が JAS 法に基づく登録試験業者になるにあたり、追加の設備投資は想定されない。</p>		

	行政費用	<p>試験業者の登録に要する行政費用については、登録の申請があった際に行う書類審査及び実地調査に係る費用として、約9.6万円（作業時間を合計約16時間、担当者2名と想定。）が見込まれる。登録試験業者として登録された実績はこれまで1者であることから、行政費用は5年間で約9.6万円となる。</p> <p>なお、試験方法JASマークの不正使用への対処に係る費用及び登録試験業者制度の周知に係る費用については、追加的な行政費用は発生していない。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p>事前評価においては、試験方法JASマークの付いた試験証明書が発行されることにより、試験等の信頼性・客観性が担保され、海外市場を含めた取引において、事業者が効果的に製品の優位性を訴求できるとともに、需要者の当該商品に対する信頼の確保、適正な評価が図られ、我が国農林水産物・食品の国際競争力の強化に資するという便益を見込んでいたが、これまでに登録試験業者として登録された者は1者で、試験証明書の発行実績はない状況にとどまっている。</p> <p>この背景としては、登録試験業者制度の認知度が十分でないため、農林水産・食品事業者にとっては、試験方法JASマークの付いた試験証明書を発行する優位性を実感しにくい状況があると考えられる。</p> <p>試験方法JASについては、今後も多様な産品・成分の試験方法の規格化を進めていくとともに、試験方法JASの内容が、国際標準化機構（ISO）が定める国際規格として採用され、海外での規格の活用が進むよう、現在ISOへの提案を進めているところである。</p> <p>これらの取組により、試験方法JASの活用場面が増えるとともに認知度が高まり、製品の優位性を訴求するツールとして事業者の需要が増えることで、登録試験業者の登録件数も増えていくことが見込まれる。</p>	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>登録試験業者制度の措置とあわせて日本農林規格の制定対象が農林水産物・食品に関する試験にも拡大したことにより、生鮮食品に含まれる機能性成分の含有量の試験方法や、魚類の鮮度評価方法など、これまでに7件の試験方法JASが制定されている。</p> <p>これらの試験方法JASは、機能性表示食品の届出に利用可能な試験方法として紹介されるとともに、民間企業の新規分析法の開発にあたって公的な試験方法として参照利用されるなどの活用がなされている。なお、事前評価時に意図していなかった負の影響は生じていない。</p>	

考察	<p>現時点では、登録試験業者として登録されたのは1者であり、遵守費用として登録申請に係る費用約32万円、行政費用として審査に係る費用約9.6万円が生じている。登録試験業者による試験証明書の発行実績はなく、本措置による効果（便益）の定量化は困難であるが、試験方法JASが7件新たに制定され、民間企業等において公的な試験方法として活用されているところである。</p> <p>また、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略等複数の政府戦略において、日本の規格の国際標準化の推進が標榜されているところ、日本農林規格による試験等により、我が国産品の優位性を訴求することの重要性は高まっている。</p> <p>試験方法JASマークの付いた試験証明書を発行できるのは登録試験業者に限られるが、この規制は、十分な力量・体制をもった試験業者を農水省が登録・監督することを通じて、JASマークの信頼性を担保する上で必要な規制である。このため、引き続き登録試験業者制度の認知度向上を図りながら、当該規制を維持することが適当であると考えられる。</p>
備考	